

「吹田市不育症治療に係る自己負担額助成金」

申請の手引き

【吹田市不育症治療に係る自己負担額助成金】

不育症に悩む方の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない不育症にかかる治療費に対して費用の一部を助成するものです。

吹田市では、令和3年4月1日以降に実施された治療より、助成を開始します。

【不育症】

妊娠はするけれど、2回以上の流産・死産を繰り返して、結果的に子供を持っていない場合、不育症と呼びます。習慣（あるいは反復）流産とほぼ同意語ですが、不育症はより広い意味で用いられています。

助成金の支給には、いくつかの要件を満たす必要があります。この手引きをよくお読みの上、ご申請ください。

① 助成対象者（次の要件をすべて満たす方が対象になります）

- （１） 治療実施日から申請日時点において、婚姻をしている夫婦であること
（重婚的内縁でない、事実婚関係にある夫婦を含む）
- （２） 治療実施日から申請日時点において、
法律婚の場合は、治療を受ける助成の対象者が吹田市に住民登録があること
（申請者の住民登録が吹田市にあることが必要です。）
事実婚関係の場合は、夫婦ともに継続して吹田市内の同一住所に住民登録があること
- （３） 国内の医療機関において、不育症治療の必要があると医師に診断されていること
- （４） 不育症治療を受けて、治療が終了していること
- （５） 申請する不育症治療について、他の自治体から同様の助成を受けていないこと

② 助成内容

助成の対象は、国内の医療機関で受けた以下の不育症治療のうち、医療保険適用外の治療費用です。

- ・低用量アスピリン療法
- ・ヘパリン療法（ヘパリン在宅自己注射法を含む）

※入院時の食事代や差額ベッド代、文書料、交通費など直接治療と関係のない費用は対象外です。

また、サプリメント等の医薬部外品も対象外です。

助成限度額は1年度（4月から翌年3月まで）につき上限30万円です。

（※）助成回数の制限はありません。ただし、1回の治療が終了してからの申請となります。（治療途中の申請はできません。）

1回の治療とは不育症治療を開始した日からその妊娠にかかる出産（流産または死産を含む）までに行った治療のことです。

③ 申請期限

不育症治療が終了した日の属する年度の翌年度の4月30日

※「不育症治療が終了した日」とは、妊娠が確定し出産（流産または死産を含む）した日、または医師の判断により治療が終了した日です。

※4月30日が休日（土・日・祝日）の場合は、休日以前の直近の開所日が締切日になります。郵送の方は締切日必着となりますので、余裕をもって申請してください。

④ 申請書類

1 吹田市不育症治療に係る自己負担額助成金交付申請書兼口座振込依頼書

※申請者は助成対象者（妻）としてください。

※金額欄の記入は不要です（審査のうえ、金額を決定します）。

2 吹田市不育症治療に係る自己負担額助成金交付受診等証明書

※治療を受けた医療機関に記入してもらってください。各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。

3 夫婦であることを証する書類

【法律婚の場合】

（1）戸籍謄本

※2回目以降の申請時は省略できますが、夫婦が別居している場合は必要です。

【事実婚関係の場合】

（1）戸籍謄本（夫婦それぞれのもの）

（2）事実婚関係に関する申立書

※戸籍謄本は6か月以内に発行されたものが必要です。

4 領収書原本（コピー不可）

※後日振込時期に発送する通知書と併せて返送いたします。

⑤ 助成金の支給

申請内容に基づき審査を行い、助成の可否を決定します。助成が承認された場合は、支給金額と支給日が決定でき次第、郵送にて通知書をお送りいたします。申請書記載内容、受診等証明書等の申請書類に誤り等の問題がなければ、申請から翌々月末に指定口座へ振り込みができる見込みです。

⑥ その他

申請は郵送でも可能です。

【提出・送付先】吹田市 児童部 すこやか親子室

住所：〒564-0072 吹田市出口町 19 番 2 号（吹田市立保健センター内）

※申請日は、本市窓口に着した受理日になります。差出・配達記録が残る簡易書留や特定記録郵便等のご利用をお勧めいたします。郵送事故による申請書の不達について、当方では責任を負えませんのでご了承ください。

⑦ Q&A

Q：不育症の検査については、助成対象になりますか？

A：不育症検査の助成については、『吹田市不育症検査に係る自己負担額助成金』申請の手引きをご確認ください。

Q：吹田市外在住時に不育症治療を受けました。吹田市に転入後、申請できますか。

A：申請できません。申請に係る治療実施日から申請日において、法律婚の場合は助成対象者（妻）が、事実婚の場合は夫婦ともに、吹田市に住民登録があることが必要です。

Q：吹田市外在住時に不育症治療を開始し、治療途中で、吹田市に転入しました。助成対象になりますか。

A：吹田市に転入前に受けた治療は助成対象外となりますが、転入日以降の治療は助成対象となります。治療終了後に、申請してください。

Q：流産回数が 1 回ですが、助成対象になりますか？

A：2 回以上の流死産の既往がある場合を不育症といいますが、2 回未満でも次回妊娠時における流死産のリスクが高い場合、不育症の概念に含める場合もあり、1 回の場合でも医師が不育症治療の必要があると診断した場合は助成の対象となります。

Q：吹田市外の病院で不育症治療を受けましたが、助成されますか？

A：吹田市外の病院で治療を受けた場合でも、要件を満たせば、助成されます。

Q：治療途中で、30 万円を超えたので申請できますか。

A：1 回の治療が終了してから申請してください。なお、1 回の治療とは、不育症治療を開始した日からその妊娠にかかる出産（流産または死産を含む）までに行った治療のことです。

【申請受付（送付先）・お問合せ窓口】

吹田市児童部 すこやか親子室（吹田市立保健センター内）

住所：〒564-0072 吹田市出口町 19 番 2 号

電話：06(6339)1214 FAX：06(6384)1175